

水道事業就業規程

令和8年4月1日

水道事業管理規程第6号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 服務(第3条—第11条)
- 第3章 給与(第12条—第13条)
- 第4章 退職(第14条)
- 第5章 安全及び衛生(第15条—第18条)
- 第6章 その他(第19条—第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第89条第1項の規定に基づき、安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業に従事する職員の就業に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の規定により、水道事業管理者の権限を行う理事会(以下、「管理者」という。)が安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の企業職員として任命した者をいう。

第2章 服務

(服務の規律)

第3条 職員は、地方公営企業法第3条に規定する公営企業の経営の基本原則を自覚し、法令、条例、規則及び管理規程その他の規程を尊重し、及び上司の職務上の指揮監督に従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、みだりに欠勤し、遅刻し、若しくは早退し、又は上司の許可を得ないで勤務場所を離れ、若しくは勤務時間を変更し、職務を交換してはならない。

(職員服務規程の準用)

第4条 職員の服務についてこの規程に定めるものを除くほか、職員服務規程(平成12年訓令第4号)を準用する。

(勤務時間、休憩時間)

第5条 職員の勤務時間、休憩時間については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(時間外勤務)

第6条 管理者は、法第33条第1項に規定する事由に該当する場合、又は法第36条に基づく協定を締結した場合、若しくは法第41条第2号及び第3号の職員に係る場合は、法第32条及び第35条の規定にかかわらず、勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日及び休日に職員を勤務させることができる。

(宿直及び日直)

第7条 管理者は、正規の勤務時間外における庁舎の管理、物品等の収受、給配水管理、外部との連絡又は非常事態に対する臨時の業務に備えるため宿直及び日直を置く。

2 宿直及び日直の勤務時間は、次に定めるところによる。

(1) 宿直 午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 日直 勤務を要しない日及び休日 午前8時30分から午後5時15分まで

3 管理者は、業務の都合により必要と認めるときは、人員を増員することができる。

(休日及び休暇)

第8条 職員の休日及び休暇については、本条に定めるものを除くほか、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

2 年次有給休暇は、1日又は半日単位で与えるものとする。ただし、業務上支障のない場合は、5日を限り1時間単位で与えることができるものとする。

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。)勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 8時間

4 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第1号)別表第3に記載する、水道事業の管理規程で定める事由及び水道事業の管理規程で定める期間については、次の表のとおりとする。

事由	期間
勤続期間10年に達した職員、勤続期間20年に達した職員及び勤続期間30年に達した職員が、心身の活力の維持及び増進のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	当該年数に達した日から1年以内において、勤続10年に達した職員は週休日及び休日を除く連続する2日、勤続20年及び30年に達した職員は週休日及び休日を除く連続する3日の範囲内で、必要と認める期間

(育児休業等)

第9条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の適用を受ける職員の例による。

(職務専念義務の特例)

第10条 職員の職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第11条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等については、第8条の規定を除き、安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年規則第5号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

第3章 給与

(給与の種類及び基準)

第12条 職員の給与の種類及び基準は、安房郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和8年条例第9号)の例による。

(会計年度任用職員の給与等)

第13条 会計年度任用職員の給与等については、安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和2年規則第2号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

第4章 退職

(退職の手續)

第14条 職員が退職しようとするときは、死亡退職の場合を除き、書面により水道部長を経て管理者に願い出なければならない。

第5章 安全及び衛生

(安全衛生推進者)

第15条 水道部に労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の2の規定による安全衛生推進者を置く。

2 前項の安全衛生推進者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(健康増進)

第16条 管理者は、職員の健康増進に必要な措置を講じ、職員は進んでこれを活用するよう努めなければならない。

(健康診断)

第17条 管理者は、職員に対し、毎年定期及び臨時に健康診断を行うものとする。

(就業制限等の措置)

第18条 次の各号のいずれかに該当する職員には、健康要保護者として、就業制限、業務転換、治療その他の保健衛生上必要な措置を講ずることができる。

- (1) ツベルクリン皮内反応の陽性転化後1年以内の者
- (2) 妊婦
- (3) 身体虚弱で保護を要する者
- (4) その他第17条の健康診断の結果必要と認める者

第6章 その他

(分限)

第19条 地方公務員法第28条の規定により、職員の意に反して降任、免職、休職及び降格させる場合の手續及び効果については、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和45年条例第17号)に定めるところによる。

(懲戒)

第20条 地方公務員法第29条の規定により、職員を懲戒処分する場合の手續及び効果については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和45年条例第13号)に定めるところによる。

(災害補償)

第21条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法

(昭和22年法律第50号)及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。